

平成28年2月26日

内閣府防災担当大臣 河野太郎殿

## 要 請 書

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

共同代表	呉 東	正 彦
同	新 倉	裕 史
同	小 林	麻 利 子
同	今 野	宏
同	三 影	憲 一

2月4日の原子力艦災害対策マニュアル見直し検討作業委員会で委員の試算として発表された避難を要するPAZも、防災重点範囲であるUPZも、10年以上前の時代遅れの防災範囲の計算と全く同じものとなっています。

これでは明らかに不当な、住民の安全よりも、米国への配慮を重視した、政治的なものと評価されざるをえないのではないのでしょうか。

このままでは、原発でPAZも、UPZも拡大されたのに、原子力空母では従前どおりという著しい二重の基準が維持されて、3キロ以遠に住む地元横須賀市民や、首都圏3000万人の住民の安全は、防災対策なしに見殺しにされてしまい、到底住民や自治体の納得が得られるものではありません。

その最大の原因は、以下のとおり、原子力空母や、原子力発電所の事故についての実態を踏まえない諸条件の設定によるものと考えられます。各試算は、考え方のモデルを示したとは言えますが、原発でも防災範囲が拡大したように、原子力空母や、原子力発電所の事故についての実態を踏まえた条件の設定をしていけば、原子力空母でも同様に、科学的根拠をもって拡大されざるをえないものです。

そこで、原子力空母の母港である横須賀市に住む私達は、万一の原子力艦事故から、住民の安全を守るという死活的課題の実現のため、河野大臣、ご担当官及び作業委員会各委員に対して、以下の点について指摘、質問いたすとともに、それらを十分に再検討し、国民各層の意見や、私達の推薦する市民的立場の専門家の知見を聴取して、現在の防災マニュアルを見直し、最悪の事故を想定した、原発並のPAZ、UPZに拡大することを、緊急に強く求めるものです。

## 1、別紙試算1の問題点

(1)平成15年調査報告書（第3回配付参考資料2の技術資料1）は、平均出力25%で15年間運転、直前4日間は1日18時間は平均出力25% 6時間は100%の終了時点で事故発生という想定であったのに、試算1では、平均出力15%で25年間運転と一方的に低い出力に、しかも単純に平均出力で直前の稼働状態を無視してしまっていることは、全く逆方向の、大きな後退であり、防災対策の基本たる最悪の想定に反するものとして許されない。

①平成15年調査報告書の基礎となっている2000年のオーストラリア報告書（第3回配付参考資料2の添付資料3）でも、平均出力25%としている。さらに事故直前の4日間、100%出力というより厳しい運転条件としているのである。

② 甲状腺被曝量をもとに防災基準を考えているのだから、短寿命の放射性ヨウ素の炉内蓄積量の算定の上では、平均出力より、事故直前の出力が重視されねばならず、無視することは非科学的で、許されない。

③ 直前の運転出力状態も、横須賀への入港直前には、厚木基地との間で全艦載機を離発着させることは、公知の事実であり、平成15年調査報告書も『空母が出力100%で運転するような状況としては、搭載機を離陸させるために、風上に向かって全速力で運転する場合等が考えられる。』と書かれている。

また公開された原子力空母ジョージワシントンの航海日誌（第3回配付参考資料7の添付資料3）によれば、横須賀に寄港する2011年4月20日の前の18日、19日に、propulsion plant drillという稼働中の原子炉を緊急停止させ、10分後に再稼働させ、100%稼働とするドリルを行っていたことが、昨年明らかになった。

(2)平成15年調査報告書でも、試算1でも、原子炉1基の事故しか評価されていない。

しかし、原子力空母は600MW×2基の原子炉を積んでいる。

福島原発事故の実態から、近接した場所にある、さらに同一の推進システムの一部をなしている2基の原子炉が、地震や津波、あるいはミサイルや魚雷などによる攻撃という事態を原因として、同時に事故を起こすことは科学的に充分想定されるのだから、最悪の想定として、600MW×2基の原子炉が事故を起こすとの想定とせねばならない

(3)平成15年調査報告書でも、試算1でも、事故の形態を「冷却材喪失に伴う燃料損傷」としているが、

- ① 福島原発が東日本大震災による地震と津波で冷却不能となって、核燃料がメルトダウン、メルトスルー、水素爆発を起こしたように、原子力空母も地震と津波で冷却不能となって、核燃料がメルトダウン、メルトスルー、水素爆発を起こすことが十分に想定される。

福島原発事故では、核燃料のメルトダウン、メルトスルーによって、压力容器、格納容器を突き抜けて、地表のコンクリート構造体まで達し、地下まで達している可能性もあると言われている。（本要請書添付資料8）しかし原子力空母では、原子炉は艦底近くにあるが、最悪の事故の場合、メルトダウン、メルトスルーによって、原子炉下には鉄板のみで、原発のようなコンクリート構造体はないから、メルトスルーした高温の燃料は鉄のみの艦底を貫通しえ、浅い水面で爆発を起こして、飛散することが十分に想定される。

米国学術研究会議の研究（本要請書添付資料9）は、ニミッツ型原子力空母は艦底が脆弱であると指摘している。（かつて米国で、海上フロート式の原発が計画されたが、各燃料の閉じ込め機能が弱いので、NRCは許可しなかったとのことである。）

- ② また原子力空母の原子炉と事故を起こした福島原発のマーク1型原子炉は、格納容器の容積が小さいので、水素爆発によって破壊されやすいという共通点があるとアメリカの原子炉専門家ゴードン・トンプソン（本要請書添付資料7）は指摘している。

また原子力空母の船体は開放された部分が多いから、二次的格納容器としての船体の閉じ込め機能は、多くを期待できない。

- ③ さらに戦闘艦に搭載された軍事的原子炉なのだから、有事の際に、原子力空母にミサイルや魚雷が命中すれば、稼働中の原子炉につき、非常用も含めた冷却機能が一瞬で失われると同時に、船体も破壊され閉じ込め機能が失われるという想定は、その軍事的機能や今日的情勢からして、当然になされねばならない。（米国学術研究会議の研究 本要請書添付資料9参照）

- ④ 従って原子力空母における漏洩率の設定は、ほぼ100%となりうるという最悪の想定がなされねばならないし、少なくとも福島原発事故を踏まえて、厳しい方向に設定されねばならない。

2003年の想定を全く変えずに一次格納容器からの漏洩率0・34%二次格納容

器からの漏洩率10%として原子炉内の死の灰の0.034%しか外部放出されないとするのは、この見直し作業委員会の存在意義を全く喪失させるものである。

- (4) 平成15年調査報告書でも、試算1でも、風速 1m/S 大気安定度 F (安定) という気象条件の設定で試算している。平成15年調査報告書には、寄港地の実気象データが入手できなかったため、とあるが、横浜地方気象台による横須賀市の気象データは提供可能であるため、それ以外の気象条件での検討も求める。(本要請書添付資料10)

また福島原発事故の飯館村や中通り地方の放射能被害に見られるように、風下への死の灰の降下が集中する降雨時、降雪時という気象条件の試算もされたい。

- (5) 平成15年調査報告書では、実効線量について、避難ゾーンは50mSv以上、屋内退避ゾーンは10mSv以上を基準としていた。

ところが試算1は、平成15年調査報告書と、放射線量の算出の仕方は同様としながら、実効線量について屋内退避ゾーンは従前の10mSv以上ではなく、100mSv以上と10倍にしてしまっている。

これは明らかに、安全性を放棄する後退に他ならない。

なぜ、実効線量について屋内退避ゾーンは従前の10mSv以上としないのか。

(防災対策基準を5mSv/hとすることとの整合性が取れるのか?)

## 2、別紙試算2の問題点

- (1) 原子力空母の出力と運転条件については、1(1)と同様の問題点がある。

平成15年調査報告書では、平均出力25%で15年間運転、直前4日間は1日18時間は平均出力25% 6時間は100%の終了時点で事故発生という想定であったのに試算1では、平均出力15%で25年間運転 と一方的に低い出力に、しかも単純に平均出力で直前の稼働状態を無視してしまっていることは、全く逆方向の、大きな後退であり、防災対策の基本たる最悪の想定に反するものとして許されない。

この直前の運転条件で放射性ヨウ素の炉内蓄積量を考えれば、原発の出力比の約50%となろう。

(特に、支配的核種を放射性ヨウ素とするのであれば、平均出力より、事故直前の出力が重視されねばならず、無視することは非科学的で、許されない。)

- (2) 放射性物質の炉内蓄積量比によって、対策範囲を比較するならば、放射性ヨウ素が支配的であるという限定をすべきでない。

福島原発事故の実態に照らし、長寿命の核種の影響は深刻である。

そして原子力空母の場合には、25年間連続運転をするのであるから、長寿命の核種の炉内蓄積量もまた、重視されねばならない。

そして、長寿命の核種の炉内蓄積量は原発の出力比(この場合4年運転)×平均出力の5倍以上とされねばならない。

- (3) 事故を起こす原子炉の数については、1(2)と同様に、2基同時に事故を起こしうると想定されねばならない。

- (4) 上記の3要素を考慮すると、原子力空母の場合、

①仮にヨウ素等の短寿命の核種とそれ以外の長寿命の核種との炉内蓄積量を2・1としても、原発との炉内蓄積量比は、

ヨウ素等                      長寿命核種

$1200\text{MW}/3000\text{MW} \times (2/3 \times 50\% + 1/3 \times 25\% \times 5) = 0.3$ となる。

②ヨウ素を重視して9・1としても、原発との炉内蓄積量比は、

$1200\text{MW}/3000\text{MW} \times (90\% \times 50\% + 10\% \times 25\% \times 5) = 0.23$ となる。

- (5) 漏洩率が過少であること、気象条件の設定、PAZやUPZの設定での実効線量や小児甲状腺等価線量の設定が高すぎる点については、1に指摘したのと同様である。
- (6) 即ち、上記の原子力空母の実態に則した条件を設定するだけで、炉内蓄積量比について、10倍の差が生じるのであり、少なくとも試算2の炉内蓄積量比の10倍の0.3として、PAZやUPZが算出されねばならない。
- (7) このような炉内蓄積量比によるUPZの算出方法で、原子力資料情報室の上沢千尋研究員は、10.5KMがUPZとされるべきであるという報告書を作成している。  
(本要請書添付資料6)
- (8) また、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（第3回配付参考資料4）は40.41頁の『表4 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域について』において、研究開発段階の原子炉及び試験研究用原子炉施設で熱出力が5万KW以上のものについてUPZを8-10kmと定めている。  
原子力空母も如何なる意味でも熱出力5万KW以上の原子炉である。  
従ってこのような人口密集地への原子力空母を受け入れた国の、地元住民への責任として、より安全側への事故想定と防災範囲の設定がなされねばならない。

3、以上について、添付の資料とともに、専門委員に私達、及び私達の推薦する専門家が説明する場を緊急にもっていただき、再検討なさることを求めます。

原発の原子力災害対策指針の策定作業には、委員会を公開して傍聴を許可し、市民的科学者や、市民の意見を聞く場が設けられ、パブリックコメントが行われたのですから同様に実施していただくことを求めます。

4、これまでの新聞報道等によっても、横須賀以外の神奈川県内の周辺自治体や、対岸の千葉県の自治体関係者、住民も、原子力艦の防災体制の不備について、重大な懸念を表明し、防災対策範囲の見直しを求めていますし、多数の報道機関や首都圏住民が、この見直し作業の成り行きに重大な関心をもっています。

福島原発事故を受けて原発は、それまでの防災範囲が、周辺5キロ以内が避難区域、30キロ以内が防災重点区域と拡大され、原子力空母の場合には、それと比較にならない多数の住民が周辺に居住しているのですから、同様に避難区域、防災重点区域が拡大されないと、市民の安全、安心は図れませんし、大きな批判を浴びることになりかねません。

この問題に重大な関心をもっている首都圏住民、周辺自治体、そして世論が納得のいくよう、この見直し検討委員会において、きちんと防災対策範囲の拡大の結論を出して頂くよう、強く求めるものです。

5、添付資料（1月12日付け要請書添付資料1ないし5に加えて）

添付資料6 上沢千尋報告書2

添付資料7 ゴードン・トンブソン報告書

添付資料8 福島原発1号機の核燃料 原子炉に核燃料なし。

添付資料9 ネプチューンペーパー（米国学術研究会議の研究）

添付資料10 横須賀の気象条件